○経済産業省令第六十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項の規定に基づき、中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

改正後

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会	（略）	（略）

改正前

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
社団法人中小企業診断協会（昭和二十九年十月三十日に社団法人中小企業診断協会という名称で設立された法人をいう。）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式を次のように改める。

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築工事届
（第一面）

年　　月　　日

知事　様

建築主
- 氏名
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- 担当者の氏名
- 担当者の電話番号

工事監理者
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

建築確認
- 確認済証番号　第　号
- 確認済証交付年月日　年　月　日
- 確認済証交付者

除却工事施工者
- 氏名
- 営業所名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- 担当者の氏名
- 担当者の電話番号

※受付経由機関記載欄